

[溶接ヒューム] と [塩基性酸化マンガン]

が特定化学物質に追加されます。

これに伴い、

労働安全衛生法施行令（施行令）

特定化学物質障害予防規則（特化則）

作業環境評価基準（評価基準）

作業環境測定基準（測定基準）

が改正されます。

（令和2年4月22日公布、令和3年4月1日施行）

改正の趣旨：

新たに [溶接ヒューム] 及び [塩基性酸化マンガン] について、神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働者の化学物質へのばく露防止措置や健康管理を推進するため、上記の関係政令、省令、告示の改正となったものです。

[塩基性酸化マンガン] については、従来の「マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く）」の「（塩基性酸化マンガンを除く）」を削除。

改正内容の概要

施行令の改正点：

別表第3の特定化学物質第2類物質に、「溶接ヒューム」「塩基性酸化マンガン」が追加されます。

第21条の作業環境測定を行うべき作業場からは、「溶接ヒュームに係る作業を行う屋内作業場」は除外されます。

特化則の改正点：

金属のアーク溶接、溶断、ガウジング等の作業（以下「金属アーク溶接等作業」）により、溶接ヒュームを発生する屋内作業について、有効な全体換気装置または同等の措置が必要となります。

金属アーク溶接等作業を行う屋内作業場所の作業環境測定の義務はありませんが、その作業方法の変更または新たな金属アーク溶接等作業方法を採用した際は、従事者の個人サンプリング方法による空気中の溶接ヒューム濃度を測定する必要があります。

この結果に応じて、の換気装置の風量増加等の措置を行い、再度、同方法による空気中の溶接ヒューム濃度を測定する必要があります。

これらの測定結果は記録を作成し、金属アーク溶接等作業を行わなくなった日から3年経過する日まで保存する必要があります。



金属アーク溶接等作業（屋内、屋外とも）の従事者には、有効な呼吸用保護具の使用が必要となります。

上記の測定を行った場合は、その結果に応じた有効な呼吸用保護具の使用が必要となります。この保護具については、1年以内に1回、定期的に装着状態を確認し、その結果を3年間保存する必要があります。

改正内容の概要

特化則の改正点（つづき）：

金属アーク溶接等作業を行う屋内作業場所の床は容易に掃除できる構造とし、粉じんの飛散しない方法で毎日1回以上掃除を行う必要があります。

金属アーク溶接等作業従事者について、就業時及び6月に1回の特殊健康診断が必要となります。

特定化学物質作業主任者の選任が必要となります。

評価基準の改正点：

管理濃度の「物の種類」について、「マンガン及びその化合物」に改め、その管理濃度は「マンガンとして $0.05\text{mg}/\text{m}^3$ 」となります。

局所排気装置の必要性能の「物の種類」について、「マンガン及びその化合物」に改め、その抑制濃度は「マンガンとして $0.05\text{mg}/\text{m}^3$ 」となります。

測定基準の改正点：

「マンガン及びその化合物」の試料採取方法は、測定基準第2条第2項に該当する分粒装置を用いるろ過捕集法となります。

経過措置について：

施行日は、令和3年4月1日です。

特定化学物質作業主任者の選任は、令和4年3月31日まで猶予となります。

このリーフレットはお知らせ版です。

詳細についてのお問い合わせは、当署安全衛生課までお願いします。

なお、正式なリーフレットは今後公表される予定です。

厚生労働省HPから入手できます。

改正の背景や経過等については、労働政策審議会の答申について、厚生労働省HPに掲載されています。



労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案等について

令和2年3月30日
労働基準局安全衛生部

The screenshot shows the official website of the Ministry of Health, Labour and Welfare. The main heading reads "労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案等について" (Regarding the amendment of certain provisions of the Enforcement Order of the Labor Safety and Health Act). The date is "令和2年3月30日" (March 30, 2020) and the issuing body is "労働基準局安全衛生部" (Department of Safety and Health, Labor Standards Bureau). The page includes a navigation menu, a search bar, and a list of related links. A sidebar on the right contains a "報道・広報" (Press & Publicity) section with links to "厚生労働省広報基本指針", "大臣記者会見", "報道発表資料", "広報・出版", "行事・会議の予定", and "国民参加の場". The main content area features a contact information box for the Labor Standards Bureau, Safety and Health Department, and a large heading: "「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」と「特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、諮問と答申がありました" (Regarding the amendment of certain provisions of the Enforcement Order of the Labor Safety and Health Act and the amendment of certain provisions of the Enforcement Order of the Law on the Prevention of Occupational Hazards from Specific Chemical Substances and the Enforcement Order of the Law on the Measurement of the Working Environment, a consultation and response were received). Below this, it states "～溶接ヒュームと塩基性酸化マンガンを特定化学物質として規制します～" (We will regulate welding fumes and basic manganese oxides as specific chemical substances). The page footer includes the text "厚生労働大臣は、本日、労働政策審議会（会長 鎌田 誠一 東京大学名誉教授）に諮し、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する省令案要綱」について、諮問と答申がありました" (The Minister of Health, Labour and Welfare consulted the Labor Policy Council (Chairman: Makita Makoto, Honorary Professor of the University of Tokyo) today regarding the amendment of certain provisions of the Enforcement Order of the Labor Safety and Health Act, and received a response).